

令和6年11月12日

各位

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

東和銀行(頭取 江原 洋)は、令和6年11月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 自己株式の取得を行う理由

株式報酬型ストックオプションの行使に伴い交付する株式への充当のため

## 2. 取得の内容

- |                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類  | 当行普通株式                             |
| (2) 取得する株式の総数  | 300,000株(上限)                       |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200百万円(上限)                         |
| (4) 取得期間       | 令和6年11月12日開催の取締役会終結の時から令和7年3月31日まで |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                    |

## (ご参考)

令和6年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式除く)	37,061,168株
自己株式数	119,105株

以上